

県教育委員会における「義務標準法」の運用と教職員配置の実際：ヒヤリング調査報告(<小特集>戦後教育行財政制度の構造・特質と教育政策過程に関する研究)

その他のタイトル	A study on allocation of school personnel and management of "the Law Concerning Class-Size and the Standard of the Number of School Personnel in Public Compulsory Education Schools" by a board of education in prefectures (<special issue> Middle Report of Corporate Research : "A study on the structure of the educational administration system and the process of the educational policy in post-war Japan")
著者	小川 正人
雑誌名	東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要
巻	20
ページ	153-161
発行年	2001-03-27
URL	http://doi.org/10.15083/00031897

県教育委員会における「義務標準法」の運用と教職員配置の実際

ーヒヤリング調査報告ー

小川 正人

A study on allocation of school personnel and management of “the Law Concerning Class-Size and the Standard of the Number of School Personnel in Public Compulsory Education Schools” by a board of education in prefectures

Masahito OGAWA

I. はじめに

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下、「義務標準法」）は、学級編制と教職員定数に関するナショナル・ミニマムの設定とその全国的な保障を目的としている。「義務標準法」の成立とその後の改善計画が自治体間の格差是正と機会均等保障に果たしてきた役割は肯定的に評価されているが、他方、義務教育費国庫負担金制度と一体になって文部省の地方自治体への統制・管理を支える主要なシステムの一つであると批判的にも捉えられていることも事実である。確かに、地方自治体における教職員配置や国の教育課程行政の内実を学級編制や教職員定数の施策で担保するという機能を「義務標準法」や改善計画がもっているのは事実であるが、ナショナル・ミニマムの確保＝均等保障と地域毎の多様な教育問題への対応という弾力的運用の保障をどう整合させているのか、或いは、いないのかー「義務標準法」はそれら双方の要請をどのように整合させることのできるシステムなのかどうかを見ておくことは大切である。

これまで「義務標準法」に関する問題の扱われ方は、国の学級編制標準を何人にするかという標準の縮小問題が中心であった。そのため、国の標準が地方自治体の学級編制基準や教職員配置にどう直接影響を及ぼしているかという国の管理統制上の強さの側面が強調され議論されてきたように思われる。ただ、それにはそれなりの理由があったからと考えられる。それは、現行「義務標準法」の原理・構造が、学級を基礎に教職員定数・加配を算出してきたことにみられるように、学級編制と教職員定数を連動するものとして考え運営されてきたことに起因する。学級を教職員定数算出の基礎に据えてきた背景には、学校の教育活動における学級のある意味づけがあったからである。それは、学級を伝統的な授業形態である

一斉授業の学習基礎集団であるだけでなく生活指導や学校行事等の基礎集団としても固定的に捉えてきたことである。そのため、教職員の勤務形態や勤務時間は、そのように固定化された学級を単位に想定できるため各学校の教職員定数の算出は学級を単位として算定することはそれなりの合理性を有していたといえる。そうした学級観にたつて、国が1/2給与負担する教職員定数の算定基礎としての学級＝一斉授業の学習基礎集団としての学級＝生徒指導・学校行事等の基礎集団としての学級、という三位一体のシステムが固定化されてくることになった。こうした学級観の上に立って、学級編制と教職員定数・加配が連動して行われた時、「義務標準法」の学級編制と教職員定数の標準は地方自治体の学級編制基準と教職員配置を強く規制していくことになったのは否めない事実であろう。

しかし、「義務標準法」の学級編制と教職員定数算出の方法・数値は法令上の性格としてはあくまで「標準」であり、地方自治体における学級編制基準や教職員配置の決定の際の参考にすぎないものである。ただ、参考にすぎないといっても、地方自治体の財政事情や都道府県内における市町村格差の拡大を忌避しようとする都道府県教育委員会の意向を考えると、国の「標準」が、事実上、「最高基準」的意味合いをもつことになったことは否定できないであろう。そういう事情もあって、1998年中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」と、それを受けて出された文部省協力者会議報告書「今後の学級編制及び教職員配置について」（2000年5月）が、現行「義務標準法」下でも可能であったはずの運用上の工夫を地方自治体がもっと積極的にすすめていくことを次のように提言するという経緯もあった。

「(「義務標準法」や「高校標準法」－引用者)に定める教職員定数の標準は、国がその給与費を国庫負担し、あるいは地方財政措置する際の基礎となる教職員定数を算定するための基準であるという性格をより明確にして、都道府県が弾力的な教職員配置基準等を定めるなどにより、実際の教職員配置がより弾力的に運用できるようにすること」(中教審答申)

「学校、教育委員会等の関係者の間に、当該学校の学級数に学級規模別の係数を乗して得た数があたかも当該学校への教職員の配当数であると受け取られている場合も少なくない。・・・今後、各学校の特色ある教育活動の展開やそれぞれの課題の克服に対する支援をより強化する観点から、都道府県教育委員会による弾力的かつ機動的な学校への教職員配置を積極的に進めることとし、そのため、義務標準法に示されている学校の学級数に応じた係数は、あくまでも各都道府県全体の総定数を積算するためのものであって、具体的各学校への配置数を算出するためのものではないことをより明確にする必要がある」(協力者会議報告書)

こうした提言が行われた背景には、「義務標準法」における教職員定数の算定方式がそのまま地方自治体において各市町村学校への教職員配置の方式として使われ、学級編制のみならず教職員配置でも画一化を生みだしているという認識が存在している。こうした認識が、「義務標準法」を一つの柱として構成されている教職員の法制度や施策を国の意向にそった統制的・管理的なしくみであると捉えさせ“集権的”という評価を与えていることも否定できない。しかしながら、都道府県段階で各市町村学校への教職員配置が実際どのように行われているのかについては、これまで実証的な研究は皆無であったように思われる。現行「義務標準法」の改正が見通される今日、その評価とも関わって、現行「義務標準法」の下で教職員配置の運用が、地方自治体において実際どのように行われているのか－その執行過程の実態を捉えながら問題と課題を析出していくことが大切であろう。

本稿は、その基礎的作業として、現行「義務標準法」の下で、都道府県教育委員会がどのように教職員配置の運用を行っているのかを二つの都道府県教育委員会(一市教育委員会を含む)からのヒヤリング調査をもとに整理したものである¹⁾。

II. 地方自治体における「義務標準法」の運用

A. 県教育委員会による市町村学校に対する教職員配当の手順

各都道府県教育委員会は、都道府県下の各市町村学校に教職員を配置する際、通常、次のような手順で行う。

- ①国から各都道府県教育委員会に配当される教職員総数が、「義務標準法」の算定方式にもとづき当該都道府県の学校規模 = 学級数を基礎に総算出される(表1: 「義務標準法」によって算出される学級規模別の教職員定数を参照)。
- ②各都道府県教育委員会による都道府県下の各市町村学校に対する教職員配置は、国の「義務標準法」の算定標準・方式で行われるのではなく、通常、各都道府県毎に作成されている「配当基準表」によって行われている。各市町村学校に教職員をどう配置するかは、基本的には、都道府県教育委員会の「配当基準表」によるため各市町村教育委員会の裁量が及ばないものである(手続きとしては、加配教職員の配当については市町村教育委員会からの要望ヒヤリング等を行うところが多い)。各都道府県が制定する「配当基準表」の内容は、基幹的教職員をどの程度の幅で配置し教員加配をそれにどう組み合わせるのかによって各都道府県毎に多少の差異が見出される。国の「義務標準法」の算定標準・方式と同様に基幹的教職員を配置しようとする「配当基準表」では、国から配当される教職員数と各市町村学校に配置する教職員数との差し引きの幅が小さくなるため、都道府県段階に保有し都道府県教育委員会が自由に活用できる教職員プールは小さいものとなるし、逆の場合には、都道府県教育委員会が自由に活用できる教職員のプールは大きくなる。
- ③国から配当される教職員には、上記のような基幹的教職員の配当の外に、各改善計画期間中に実施される加配教職員の配当がある。この加配教職員数は、各都道府県の申請を原則として、必要度や実績等を査定されて各都道府県毎に決定、配当される。
- ④上記の国からの配当の教職員以外に、各都道府県では都道府県単独の事業(都道府県負担)として常勤・非常勤の教職員を採用する例も多くなっている。これらは上記①②の方法で確保される教職員数では、十分に対応できないと考えられる都道府県独自の問題や課題に対処するために行われるものである。また、市町村段階においても市町村単独の事業(市町村負担)として非常勤の教職員を採用することもある。

以下、二つの県教育委員会による教職員配置の実際を具体的にみていくことにする。

B. 県における「義務標準法」の運用と配置の実際

1. 県の「配当基準表」と配置施策

A県は県内に86市町村（13市、73町村）を抱えている県である。国の「義務標準法」の算定標準・方式でA県に配当される教職員数は、小学校で9014名、中学校5220名の合計14234名となっている（平成12年度、以下、同様）。ただ、A県では、国の「義務標準法」の算定標準・方式とは異なる県の校長・教頭・教諭配当基準表（表2）を制定しており、特に、一般教諭の算出方式の端数を調整することで県段階に小学校550名、中学校200名の合計750名の教員数をプールする措置（以下、プール措置。A県では「しみだし分」と呼んでいる）をとっている。A県では、このプール措置で県段階に確保できた750名を県独自で策定した加配基準にそってそれぞれの施策に活用するという方法をとっている（＝調整措置）。この他、A県には、国からの加配教職員が550名配当されている。また、県単独事業としては、同和教育関係で小中学校合わせて24名、病気代替教員29名の常勤教員、非常勤（1人役：年間960時間 24時間×40週〈授業の週〉）で、1)日本語指導学級への対応（小学校13人役、中学校6人役：a市が先行し他市町村から要望が出て県で対応することになった。a市には県からの配置はない）、2)授業確保（小学校4人役、中学校2人役：妊婦教諭の体育・プール指導等の補助）、3)その他、国から補助が出て非常勤を雇用できるもの（初任者研修の代位、特別非常勤講師、学級崩壊のための非常勤、指導力不足教員のための指導等）等を含めて、平成11年度は、全体として、小学校で単県と国の補助の合計60人役（初任者研修24人役で最も多い）、中学校（国の制度で免許外担当解消の補助金＝57人役を含めて）で81人役（国の補助のあるもの73人役、単県8人役）が措置されている。

A県における県独自の加配基準による加配と国基準による加配の内訳は表3の通りである。この中で、「調整措置」という項目がプール措置で県段階に確保した教員数を県独自で策定した加配基準にそって活用するもので、以下のような施策に活用されている。

- 1)学校の管理運営体制を整備するために国の「標準法」基準では教頭未配当となる学校（2学級以上の学校）に教頭を配当するために活用（約200名）。今後は、教頭の複数配置に活用を考えている。
- 2)複式改善、複式学級解消のため＝正複式、準複式があるが正複式をつくるため（30名）

- 3)通級指導国基準による配当だけでは不足している分への補填（26名）
- 4)生徒指導、不登校、いじめ、日本語指導、等における国基準の不足分の補填として（小学校25名、中学校6名）
- 5)障害児学級への加配（小学校90名 中学校100名）
- * 従来は、基幹教員として基準に即して配当していたが、平成12年度から基幹教員の配当基準から障害児学級への配当を廃止し、各学校からの企画書の提出と評価により加配として配当
- 6)学校統廃合への支援加配（小学校3校、中学校1校）
- 7)その他 同和教育配当の不足を補填、等

表3に示されているような国の加配基準の領域にも国の加配だけでは不足する分をこのプール措置で確保した加配教員数を補填分として活用しているが、「調整措置」の大半が、A県独自の方策である少数学級の学校への教頭配置と普通学校の障害児学級への加配という2項目に重点的に活用されているのが目を引く。なぜ、この2項目に重点的に調整措置加配が活用されているのかは検討を要するが、A県教育委員会の学校管理の考え方や、A県の場合、障害児は地元の学校へという意向を尊重していることもあって養護学校は少なく、代わって、普通学校における特殊学級が多くなっており、そうした県独自の状況に対応した加配方針であると考えられる。

国の加配で配当された教員数は、「指導方法改善実施校加配」（T.T加配）が小学校約270名、中学校約130名の合計約400名を筆頭に、通級指導（30名）、日本語指導（20名）、初任研修（20名）等となっている。

B県は県内に74市町村（21市、53町村）を抱えている県である。国の「義務標準法」の算定標準・方式でB県に配当される教職員数は、小学校で9465名、中学校5849名の合計15314名となっている。ただ、B県でも、国の「義務標準法」の算定標準・方式とは異なる県の校長・教頭・教諭配当基準表（表4）を制定しており、県段階に小学校114名、中学校237名の合計351名の教員数をプールする措置（B県では「補正措置」と呼んでいる。以下、「補正措置」）をとっている。そして、B県でも、この「補正措置」で県段階に確保できた351名を県独自で策定した加配基準にそって活用するという方法をとっている（補正措置で配置する教員を「補正教員」と呼んでいる）。その補正教員の配置基準は、表5の通りである。A県と比較してみると、県の「配置基準表」での端数調整は小幅であり、その分補正教員数の数は抑えられていることが分かる（B県教育委員会の担当者は、他県と比べて基幹教職員の各学校への配当は厚くやっていると説明している）。A県では、その大半が少規模学校への教頭配置

と普通学校の障害児学級への加配という2項目に使用されていたが、B県では、「生徒指導補正B」や中学校の「生徒指導担当教員」に多く活用されていることが分かる。また、B県には、国からの加配教職員が小学校495名、中学校337名の合計832名配当されている。国からの加配は、指導方法改善497名、外国人子女対応102名、通級指導対応50名、初任者研修50名、生徒指導不登校49名、多様な選択科目44名、コンピューター利用20名などとなっている。B県単独措置の定数配置では、県単充指導主事の配置として77名となっているのが目を引く（これとは別に国からも充て指導主事の枠が40程配置されている）。これに続いて、小規模校の指導方法改善(TT)が19名（国の基準では配置できない小規模校への配置を推進するため）となり、その他、B県独自の課題や国の基準では加配対象にならない項目への配置が数名単位であり、総計121名となっている。

2. 加配教職員の配当手続き

A県教育委員会は、国並びに県独自の加配教職員を各市町村学校に配当するために各市町村教育委員会から加配要望の申請を受ける。A県には、政令指定都市がありそのa市教育委員会からの加配要望についてはa市教育委員会が自ら加配の優先順位をつけて申請してくることを認めているが、それ以外の他市町村教育委員会については、県内六つの教育事務所がそれぞれの事務所単位で加配要望順位の調整をつけてランク付けしている。これらの調整・順位づけは、ルーティーン化された日時・手続きで行われるのではなく、指導主事が日常の学校訪問や校長との話し合い等なかで得た情報を活用したり、これまでのT、T加配等がどう活用されているかの実態調査（＝実績主義）を踏まえて判断しているという。加配を行う県教育委員会としては、全ての市町村や学校にまんべんなく配当したいという気持ちもあるが、しかし、教育・研究が進んでいるところに加配をつけるという実績主義の考え方が基本であり、それによって生じたアンバランスは、人事異動で調整していくことで対応しているという。加配のない時代は、配当基準にもとづき機械的な配当をしてきたため、ある意味では平穏であったともいえるが、加配による弾力的運用がなされるようになると各学校間での分取り合いが生じマイナスの一面も感じない訳ではないという。

a市教育委員会から県教育委員会に対する加配配当の要望手順と運用についてであるが、a市教育委員会が加配配当の順番をつけて県教委に要望を出している。a市教育委員会が自らつける加配の優先順位は市教委教職員課が日常的な学校（校長）ヒヤリング等を通じて調整し

ており、組合や校長会等からのフォーマルはヒヤリングはないという。県教育委員会に対する要望の際には、県教育委員会がa市教育委員会からヒヤリング（説明）を聞くが基本的にa市教育委員会からの要望を尊重してもらっているという（加配教職員数の制約などもあり、順番通りにすべてが通ることはないが）。因みに、平成12年度のa市への加配数は、小学校162名+中学校131名の計293名でこの数年間は数値が横ばい状態であるという。また、市町村において加配がどう活用されているかに関する県教育委員会による調査は、昔は行われていなかったが、近年では年々厳しくなっているという印象をもっているという（学校訪問、実態調査）。

B県では、教職員の加配配当は、各学校の状況や課題に応じて、機動的・弾力的に教員を配置できるよう各教育事務所（県内に三つの事務所が設置されている）に対して包括的に配置教員数を示し（学校数・教職員数に対する比例配分で。県にも20数本を保有しているとのこと）、具体的な定数配分を教育事務所に委ねているとのことである。

III. 今後の作業課題

二つの県教育委員会における「義務標準法」の運用と教職員配置の実際の一端を見てきたが、これらのことから以下のようなことが明らかになった。

①各県教育委員会は、国の「義務標準法」の算定方式をそのまま適用して県下の各市町村学校に教職員を配置しているわけではない。県教育委員会の方針により、県独自の「配当基準表」を作成し、国からの配当教職員数と各市町村学校に配置する基幹的教職員数との差し引きから生じる教職員数を県教育委員会がプールし自分達の裁量で活用できる教職員を確保している。そのプール措置する教職員数規模は、各都道府県教育委員会毎で大きく異なることが予想されるし、その活用の方針も各都道府県教育委員会毎に違っていることが考えられる。

本稿で取り上げたA県とB県では、国から配当される全教員数（加配を除く）に占めるプール措置の教員数は、A県で5.26%、B県で2.29%であり、その差は2倍以上となっている（国から配当される教職員数では、A県が14234名+加配分550名の計14784名、B県が15314名+加配分832名の計16146名、である）。また、その活用の方針も、両県では大きく異なっている（全国的な調査を実施していないので、現段階では詳細は確かめられないが、文部科学省の担当課関係者からのヒヤリングによれば、一般的に、東日本では不登校、生活指導関係に、西日本

では同和教育関係の領域にこれらプール措置の教員が活用される傾向にあるのではないかとする。

②各都道府県教育委員会によるプール措置で確保した教員枠や都道府県単独事業として行われている都道府県単独の常勤・非常勤教職員枠は、国の基幹教職員配当基準や加配基準では不足する部分や空白の領域に活用されている。しかも、それら都道府県教育委員会の独自の加配基準などは、市町村教育委員会による先行的試みや要望等から創設された例も多いようである。

本稿で扱ったデータと明らかにできたことは限られている。しかし、国の「義務標準法」が、学級編制基準の設定では、財政負担問題に直結するため各都道府県教育委員会の裁量を抑制するように機能しているといえるが、教職員配置の運用面では都道府県毎にさまざまな工夫や試みを可能にしていることが明らかになったのではないかと考える。前述した中教審答申や協力者会議で言及されていた「義務標準法」の算定方式に従った教職員配置の画一的な運用という事態は、本稿でみたA県とB県には見出されなかった（どの程度の弾力的運用を「義務標準法」の算定方式に従った画一的教職員配置ではない、と評価するかは議論されなくてはならないと思うが）。ただ、本稿でもみてきたように、A県とB県の間でプール措置の幅やプール措置で確保した教員の活用が大きく異なっているが、その違いがどのような背景から生じているのかはこれまでのヒヤリング調査だけでは分からないままである。また、A県やB県のようなプール措置やその活用の方法が、他の都道府県教育委員会との比較の中でどこまで全国的に一般的なものであるのか、或いは逆に、特殊なものであるのかも検討されなくてはならないだろう。そうした検討しなければならぬ多くの作業課題を残しながらも、A県とB県の間に見ることができた裁量の運用の違いの諸事例が、いわゆる「都市中枢性」といわれる社会経済的な条件からだけでなく、政治的要因や政策的スタンス等に強く規定されて生じてきているのであれば（A県とB県の例では、その県の独自の教育課題に対応した政策的スタンスが基本的要因となっていると考えているが）、「義務標準法」を一つの柱に含んで構成されている戦後の教職員法制度に対する評価も異なってくるのではないかとされる。また、都道府県教育委員会による独自の加配運用が、県下の市町村教育委員会の先行的試みや要望等を反映して制度化されている状況を見ると、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との間で双方向的な政策形成のベクトルが機能していることを否定できないし、同様のことは、文部省と各都道府県教育委員会の間でも指摘できることであろう。

1958年の「義務標準法」の成立やその後の改善計画にも、そうした双方向の政策形成のベクトルが強く機能していたのではないかと推察される。また、1998年中教審答申や協力者会議報告書を受けて、平成13年度4月から「義務標準法」の改正により教職員定数の弾力的運用が可能になる。新しい「義務標準法」が、旧来の各都道府県教育委員会による教職員配置の方策や行政手法をどのように変えていくことになるのかも、国の教育行政施策とその執行過程の研究にとって興味深いテーマである²⁾。その意味でも、現行「義務標準法」の下で、各都道府県教育委員会がどのような教職員配置をおこなってきたのか、各都道府県教育委員会毎の教職員配置の方策を規定しているのは各都道府県のどのような事情によるものであるのか等を明らかにしていくことは重要な課題である。今後の調査研究と実証的研究に期したい。

註

- 1) 二つの県教育委員会へのヒヤリング調査は、A県が2000年6月7日、B県は2000年6月27日に実施した。
- 2) 平成13年度からの予想される新しい「義務標準法」に対する対応について県教育委員会関係者に伺ったところ以下のようなコメントがあった（A県教育委員会教職員課）。
 “都道府県の裁量権限の拡大は、都道府県の教育行政施策・運用にとって大変に難しい課題を担わせると受け取っている。元来、加配的手法による教職員の配当は大変な労力を使う仕事である。校長や学校関係者にとっては、加配教員1人を学校にもらえるかどうかということは人件費として80万円かかるかゼロかという重みがあるため、なぜ、自校ではなくあの学校に配当するのかという説明を県教育委員会は求められ、そうした質問を納得させる説明責任を果たさなくてはならない。そのため、教職員定数の管理や配当の仕事は、教職員定数担当者の周りに指導系の関係者が取り囲むくらい一教育内容や学校運営を評価できる人間がいなければ執行できない。これまでのように部屋のなかにおいて定数をうごかすということではなく、学校を見て、調査・判断していく能力を県教育委員会がもたなくてはならないということになるのだろう。同様のことは、校長についても言えることで、その背筋をのばさせる不安と緊張感をもたらす。学校では、校長を中心とした経営スタッフの整備、体制づくりが緊急な課題となる。教職員の人件費2000億のお金を教育活動の内容と密接に関係づけて動かすことをようやく本気でやらなくてはならないという状況になったといえるかもしれない。”

表 1 : 「義務標準法」により算定される学級規模別教職員定数

〔小学校〕

学級数	校長・教諭等					計	養護教諭	事務職員	計
	校長	教頭	学級担任	学級担任外					
				専科教員	生徒指導				
1	1		1			2.0			2.0
2	1		2			3.0			3.0
3	1		3	0.75		4.75	1	1×3/4	6.5
4	1		4	1		6.0	1	1	8.0
5	1		5	1		7.0	1	1	9.0
6	1	0.75	6	1		8.75	1	1	10.75
7	1	0.75	7	1.1		9.85	1	1	11.85
8	1	0.75	8	1.2		10.95	1	1	12.95
9	1	1	9	1.3		12.3	1	1	14.3
10	1	1	10	1.4		13.4	1	1	15.4
11	1	1	11	1.5		14.5	1	1	16.5
12	1	1	12	1.5		15.5	1	1	17.5
13	1	1	13	1.7		16.7	1	1	18.7
14	1	1	14	1.9		17.9	1	1	19.9
15	1	1	15	2.1		19.1	1	1	21.1
16	1	1	16	2.2		20.2	1	1	22.2
17	1	1	17	2.4		21.4	1	1	23.4
18	1	1	18	2.6		22.6	1	1	24.6
19	1	1	19	2.3		23.3	1	1	25.3
20	1	1	20	2.4		24.4	1	1	26.4
21	1	1	21	2.5		25.5	1	1	27.5
22	1	1	22	2.7		26.7	1	1	28.7
23	1	1	23	2.8		27.8	1	1	29.8
24	1	1	24	3.0		29.0	1	1	31.0
25	1	1	25	2.8		29.8	1	1	31.8
26	1	1	26	3.0		31.0	1	1	33.0
27	1	1	27	3.1		32.1	1	2	35.1
28	1	1	28	3.2		33.2	1	2	36.2
29	1	1	29	3.4		34.4	1	2	37.4
30	1	1.5	30	3.5	0.5	36.5	2	2	40.5
31	1	1.5	31	3.4	0.5	37.4	2	2	41.4
32	1	1.5	32	3.5	0.5	38.5	2	2	42.5
33	1	1.5	33	3.6	0.5	39.6	2	2	43.6
34	1	1.5	34	3.7	0.5	40.7	2	2	44.7
35	1	1.5	35	3.8	0.5	41.8	2	2	45.8
36	1	1.5	36	3.9	0.5	42.9	2	2	46.9

(中学校)

学級数	校長・教諭等					養護教諭	事務職員	計
	校長	教頭	教諭等		計			
			教科担任	生徒指導				
1	1		4.0		5.0			5.0
2	1		6.0		7.0			7.0
3	1	0.5	7.5		9.0	1	1×3/4	10.75
4	1	0.5	7.5		9.0	1	1	11.0
5	1	0.5	7.8		9.3	1	1	11.3
6	1	1	9.5		11.5	1	1	13.5
7	1	1	11.1		13.1	1	1	15.1
8	1	1	12.8		14.8	1	1	16.8
9	1	1	14.5		16.5	1	1	18.5
10	1	1	16.1		18.1	1	1	20.1
11	1	1	17.8		19.8	1	1	21.8
12	1	1	17.9		19.9	1	1	21.9
13	1	1	19.4		21.4	1	1	23.4
14	1	1	20.9		22.9	1	1	24.9
15	1	1	22.5		24.5	1	1	26.5
16	1	1	24.0		26.0	1	1	28.0
17	1	1	25.5		27.5	1	1	29.5
18	1	1	27.0	1.0	30.0	1	1	32.0
19	1	1	28.6	1.0	31.6	1	1	33.6
20	1	1	30.1	1.0	33.1	1	1	35.1
21	1	1	31.6	1.0	34.6	1	2	37.6
22	1	1	33.1	1.0	36.1	1	2	39.1
23	1	1	34.7	1.0	37.7	1	2	40.7
24	1	1	35.5	1.0	38.5	1	2	41.5
25	1	1	37.0	1.0	40.0	1	2	43.0
26	1	1	38.5	1.0	41.5	1	2	44.5
27	1	1	40.0	1.0	43.0	1	2	46.0
28	1	1	41.5	1.0	44.5	1	2	47.5
29	1	1	43.0	1.0	46.0	1	2	49.0
30	1	1.5	44.5	1.5	48.5	2	2	52.5
31	1	1.5	46.0	1.5	50.0	2	2	54.0
32	1	1.5	47.5	1.5	51.5	2	2	55.5
33	1	1.5	49.0	1.5	53.0	2	2	57.0
34	1	1.5	50.5	1.5	54.5	2	2	58.5
35	1	1.5	52.0	1.5	56.0	2	2	60.0
36	1	1.5	52.5	1.5	56.5	2	2	60.5

表 2 : A 県の校長・教頭・教諭「配当基準表」

- (1) 校長・・・原則として、本校1校に1人配当する。
- (2) 教頭・・・2学級以上の本校及び3学級以上の分校に1人配当する。
複数配置については、定数の範囲内で配当できるものとする。
- (3) 教諭・・・普通学級数に応じた配当数は、次の基準表のとおりとする。
75条学級が編成されている学校は、基準表に75条学級の数と同数を加えた数とする。
ただし、小学校における分校の配当数は、学級数と同数とする。

〔教諭配当基準表〕

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
小学校	1	1	2	4	5	6	8	9	10	11	12	13	15	16	17	18	19
中学校	4	5	7	7	8	9	11	13	14	16	17	18	19	21	22	24	26
学級数	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
小学校	20	21	22	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
中学校	28	29	31	32	34	35	36	38	39	41	42	44	45	47	48	50	51
学級数	35	36	37	38	39	40											
小学校	38	40	41	42	43	44											
中学校	52	53	54	56	57	59											

表 3 : A 県の加配配当基準

校種	措 置	要 件								
小 中 共 通	大規模校加配	大 30学級以上（75条学級を含む）の学校 寄宿舎を有する学校								
	寄宿舎加配	寄 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>舎生数</td> <td>1～40</td> <td>41～80</td> <td>81～</td> </tr> <tr> <td>措置数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </table>	舎生数	1～40	41～80	81～	措置数	1	2	3
	舎生数	1～40	41～80	81～						
	措置数	1	2	3						
	同和教育加配	加 県教育委員会が定めた学校								
	指導方法改善実施校加配	T 指導方法の改善に取り組む学校で、県教育委員会が定めた学校								
	通級指導加配	通 通級指導をする学校で、県教育委員会が定めた学校								
	日本語指導加配	外 外国人児童生徒等に日本語指導を実施する学校で、県教育委員会が定めた学校								
	新教育大学大学院派遣	新 大学等の大学院への派遣者が在籍する学校								
	長期研修派遣	研 1年以上の長期研修（教育センター、大学等）派遣者が在籍する学校								
研究指定校等	指 文部省又は県教育委員会から研究等の指定を受けた学校のうち、県教育委員会が定めた学校									
初任者研修実施校加配	初 初任者研修実施校のうち、研修対象新規採用者が2名以上配置されている学校									
小 学 校	日本人学校派遣	日 在外教育施設への派遣者が在籍する学校								
	海外教育施設等派遣	派 海外教育施設日本語指導（REX計画）の派遣者、又は海外青年協力隊の派遣者が在籍する学校で、県教育委員会が定めた学校								
	調整措置	調 個々の事情に応じ、定数措置が必要と認められる学校及び学校企画書等で新たな教育活動の実践等を積極的に行う学校で県教育委員会が定めた学校。								
	3学級加配	③ 3学級で児童数19人以上の学校								
中 学 校	6学級加配	⑥ 6学級で児童数89人以上の学校								
	複式改善	複 ①5学級で60人（75条の学級及び児童を除く、以下同じ）以上及び4学級で50人以上の複式学級を有する学校で、県教育委員会が定めた学校。 ②学級編制認可基準により、2年生と3年生、4年生と5年生で編制せざるをえない複式学級、又はいわゆる飛び複式学級を有する学校で、県教育委員会が定めた学校。 *ただし、①と②の措置は重複しない。								
中 学 校	複式解消	複 複式学級を有する学校のうち、県教育委員会が定めた学校								

表4：B県の校長・教頭・教諭「配当基準表」

学校種別	学 級 数																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
小学校	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	14	16	17	18	19	20	21	22	23	24
中学校	3	6	9	10	10	11	13	14	16	17	19	20	21	22	23	25	27	29	31	32

学校種別	学 級 数																			
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
小学校	26	27	28	29	30	31	32	33	34	36	36	37	39	40	41	42	43	44	45	46
中学校	34	35	37	38	39	41	42	44	45	47	48	50	51	53	54	55	56	57	59	60

学校種別	学 級 数																			
	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50										
小学校	47	48	49	50	51	52	53	55	56	58										
中学校	62	63	65	66	68	69	71	72	74	75										

(過大学級校への生徒指導担当教諭も「配当基準表」に含まれている)

表5：B県の「補正教員」配当基準

補正措置	補正措置内容
複式補正	児童が15～16人の複式学級（ただし、小学校1年を含む場合は8人）及び中学校の複式学級
生徒指導担当教員	中学校18学級以上の規模校
寄宿舍補正	入舎児童生徒が24人までで1人、25～40人で2人、41人以上で3人
生徒指導補正A	児童福祉施設を学区内に持ち、児童生徒が通学する学校
生徒指導補正B	生徒指導等による教育困難校等
専科補正	小学校で11学級の学校
奇数補正	中学校で3学年ともに奇数の学級を有する学校
転落補正	6学級から5学級に転落した中学校（単年度）
新設、統合補正	新設及び統合の学校（単年度）
特別補正	極小規模校や児童自立支援施設内分校、病院内養護学級等の運営困難校等 教頭複数